

事務連絡  
令和5年5月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)  
(公印省略)

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する  
政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の廃止について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）において、観光庁長官が実施する研修の課程を修了したことをもって旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する特例措置を設けているところ、当該特例措置について全国展開することとなったため、それに伴い、当該命令を廃止する改正を行いましたので周知いたします。